

独裁と例外状態の近代 : G・アガンベンのシュミット ト解釈を通じて

竹島, 博之
福岡教育大学教育学部助教授

<https://doi.org/10.15017/16439>

出版情報 : 政治研究. 52, pp.57-81, 2005-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン :
権利関係 :

独裁と例外状態の近代

—— G・アガンベンのシュミット解釈を通じて ——

竹島博之

- 一 はじめに
- 二 ホモ・サケル
- 三 例外状態
- 四 独裁
- 五 おわりに

二〇世紀を代表する公法学者・政治学者であるカール・シュミット (Carl Schmitt, 1888-1985) は、従来「第三帝国の桂冠法学者」¹⁾、すなわちナチス・ヒトラーの御用学者として悪名を馳せてきた。しかし近年、シュミット研究は大幅に深化し、彼の政治理論を現代的状況の解釈に適用しようとする試みが、少なくない広がりを見せている。

なかでもよく知られている論者は、シャントル・ムフであろう²⁾。他にもジャック・デリダやスラヴォイ・ジジェク³⁾、そしてジョルジョ・アガンベン (Giorgio Agamben, 1942-) が、自らの理論構築の手立てとして積極的にシュミットの政治理論に言及している。ここでは、こうしたシュミット研究の現状に鑑み、特にG・アガンベンのシュミット解釈を参照しながら、シュミットの政治理論を再検討したいと思う⁵⁾。

アガンベンによれば、例外状態を理論的に分析したシュミットの『独裁』と『政治神学』の二冊は、「単に今日的であるというのみならず、今日に至ってはじめてその真の到達点を見いだした」ものであるという⁶⁾。被告でも囚人でもないいつさいの司法的制御の奪われたテロリストの例外的立場、テロ対策という名で隠然と進行する例外的措置による基本的人権の空洞化など、例外状態をめぐる看過しがたい現代的動向にどう応答するかは、政治理論にとって危急の課題であると云ってよい。そうした例外状態とそこで生じる政治的暴力の理論的分析を試みていたのが、ワイマール期ドイツの政治学者カール・シュミットなのである。

本稿では、特にシュミットの独裁論に着目して、例外状態と近代国家生成との構造的連関について論じていきたい。これまで私は、シュミットの政治理論を一貫して反近代的な視角から解釈してきた⁷⁾。本稿でも、こうした視点は踏襲されるだろう。シュミットがその初期に公開した独裁論は、本来いかに読まれるべきなのか。また「独裁」という現象を検証することによって、シュミットは「近代」をどのように捉えようとしていたのか。

こうした問題を解く鍵は、ジョルジョ・アガンベンのシュミット論の中にある。そして、そのアガンベンの思想を理解するためのキーワードが、「ホモ・サケル」なのである。

二 ホモ・サケル

ジョルジョ・アガンベンは、もともと美学の領域で活動していたイタリア人批評家である。実際、本務校のヴェローナ大学では、カリキュラム上の担当科目が「美学」であるという⁽⁸⁾。しかしアガンベンは九〇年代に入り、次第に美学から政治の哲学的考察へと関心を移行させ、一九九五年にその理論的主著となる『ホモ・サケル——主権権力と剥き出しの生』を公刊した。本稿でも、アガンベンのシュミット解釈を参照するとき、「ホモ・サケル」三部作の第一部に該当するこの『ホモ・サケル』という著書に、主として依拠することになるだろう。

アガンベンの政治理論は、美学研究の頃から依拠していたヴァルター・ベンヤミンの思想を基本的な背景としている。その上で、一方にミツシエル・フーコー、他方にハンナ・アレントの議論を配置し、両者を組み合わせるための媒介項としてカール・シュミットの議論が持ち出される、という形で構成されている。

アガンベンによれば、古代ギリシア人は「生(vita)」というものを表現するのに、「ゾーエー(zoe)」と「ビオス(bios)」という異なる二つの言葉を使い分けていたという。zoeとは、「生きているすべての存在……に共通の、生きている」という単なる事実を表現していた⁽⁹⁾。他方 bios は、「それぞれの固体や集団に特有の生きる形式、生き方を指していた⁽¹⁰⁾」。プラトンやアリストテレスが観想的な生や快樂的な生について触れるとき、それは zoe ではなく bios としての生を論じている。そして古代ギリシアにおいて政治的に問題となっていたのは、生の形式や生き方という次元での生、すなわち bios としての生だったのである。

ところが近代に至ると、権力の側が、人間の自然的な生である zoe をその政治戦略の目標とするようになる。フーコーの優れた点は、まさにこうした単なる生ける身体そのものを政治化する「生政治(Biopolitique)」を抽出したところにあった。フーコーは、国民の健康と生物学的な生、ここでいう zoe としての生が、時代を経るにつれ政治権力の問題として途方もない重要性を帯びつつある点に着目する。そしてフーコーは、特に資本主義的労働条件に見合った人間を創造するための規律訓練によって遂行される「従順な身体」への規格化と、それを日々隠然と実行する「生権力(biopouvoir)」

に対して、自らの議論の照準を合わせていたのである。

しかしアガンベンによれば、フーコーの試みは、その関心が全体主義国家や強制収容所に向かわなかったという点で、大きな欠陥があるという。ナチズムは、人種というそれ自体そもそも何ら政治的な意味を持たないはずの「生まれ」によって、人間を政治的に峻別する運動であった。これはまさに、フーコー的な「生政治 (biopolitique)」の典型的な場であるはずだ。しかしフーコーは、「生権力 (biopouvoir)」の観点から病院や監獄を詳細に検討はしても、全体主義体制や強制収容所を分析するには至らなかったのである。⁽¹¹⁾

他方ハンナ・アレントは、全体主義国家や強制収容所の構造について優れた研究を行った二〇世紀を代表する思想家である。⁽¹²⁾しかしアガンベンによれば、アレントの全体主義論には、フーコーのような生政治的な視点が全く欠落していたという点で、これまた大きな欠陥を持っているのだという。⁽¹³⁾全体主義的統治の最終目標は、人間の全体的支配にあったのだが、そうした目標の実現は、そもそもおよそ非政治的で中性的であるはずの人間の自然的な生、アガンベンの言葉によれば「剥き出しの生」に対する権力の行使と不可分の関係にあるはずだ。しかしアレントは、こうした「剥き出しの生」への支配を、全体主義的統治の本質的要素として議論の俎上にのせることがなかったのである。⁽¹³⁾

したがってアガンベンによれば、フーコーとアレントの視点を交錯させることこそが重要なのだという。ここからアガンベンは、生物学的な人種やセクシュアリティといったそもそも非政治的なはずの自然的な生、すなわち「剥き出しの生」をいかに近代政治が権力過程の中に取り込み、支配の対象として法的―政治的なプロセスの中に組み入れていったのかを追跡しようと試みることになる。そして現代では、政治が全面的に生政治に変容し、そうした生政治的なプロセスが政治的領域に限らず社会の至る所に現れる状況にあること、すなわち「強制収容所が近代の政治空間の隠れた母型であること」を明らかにする企図に、アガンベンは乗り出したのである。⁽¹⁴⁾

近代においては、BiosではなくZoeが、「高貴な生のあり方」ではなく「剥き出しの生そのもの」が、政治の中心に位置するようになった。この「剥き出しの生」の存在構造を表象するもの、それが「ホモ・サケル」と呼ばれる存在なのである。

「ホモ・サケル (homo sacer)」とは、ローマの古法に登場する概念で、言葉の原義は「聖なる人間」という意味である。しかしそうした言葉の意味とは裏腹に、古代ローマにおける「ホモ・サケル」とは、親に危害を与えたり、境界石を掘り起こしたり、客人に不正を働いたりといった、いわゆる悪質な犯罪者のことを指していた。平民決議によって「ホモ・サケル (聖なる人間)」であると判定された者は、悪質な犯罪をおかした廉で法律によって嚴重に処罰されるのではなく、そもそも法律の枠の外へと放逐されるという取り扱いを受けることになる。そして「ホモ・サケル」は、誰もが法律上の殺人罪に問われることなく殺害することができる存在となるのである。そもそも聖なる存在である神は、世俗の人間の秩序の外に存在している。これと同様に「ホモ・サケル」も、世俗的秩序の外に放逐された存在であるが故に、悪質な犯罪者であるにもかかわらず逆説的にも「聖なる人間」と呼ばれたのである。

また「ホモ・サケル」は、祭儀における神への犠牲として供することもできない存在であった。犠牲としての死は、俗から聖への浄化である。しかし「ホモ・サケル」は、俗から排除された存在であるが故に、そうした浄化が不可能な存在なのであった。すなわちアガンベンによれば、「ホモ・サケル」とは、殺害可能で犠牲化不可能な存在なのである。「ホモ・サケル」は、いつさいの法的保護の外へと投げ出され、いついかなるときに、どこで、誰によって、そしてどのような形で殺害されるのか、何も分からない状況に置かれる。こうした自らにとつてのみ「万人が狼である」ような状況に追い込まれた「ホモ・サケル」は、権利を持つ市民としての立場だけでなく、儀礼によって浄化されるべき罪人という立場さえも奪われている。それは裏を返せば、権利を持つ市民の側が、「ホモ・サケル」に対し「まったくの自由のなかで純粋な暴力を享受する」ことができることを意味する。「ホモ・サケル」の生は、まさに裸のまま取り返しのつかない仕方で露出されているのだ。⁽¹⁶⁾ そうであるが故に、アガンベンにとつて「ホモ・サケル」は、これ以上ない形で「剥き出しの生」の存在構造を明るみに出してくれる形象なのである。

いつさいの法的保護の外へと放り出された状態とは、まさに例外状態における生のことである。こうした視点からすれば、強制収容所は、例外状態を態勢化した空間であり、「剥き出しの生」と直接に向き合う、法秩序の内部に位置しながらも法の規制が及ぶことのない外部空間であった。このように「剥き出しの生」と例外状態と

の構造的連関が認識されるに至って、例外状態の法—政治的機能を分析したカール・シュミットの政治理論が、アガンベンによって参照されることになる。

三 例外状態

シュミットによる周知の主権の定義によれば、「主権者とは、例外状態に関して決断する者である」⁽¹⁷⁾。「主権」とは、「それ以上の上位のものから演繹しえない至高の支配権」であり、それが頭わになるのは「極度の緊急事態」や「国家が危急存亡の時」、すなわち「例外状態」においてである。

法秩序が危機に晒されるとき、直ちに問題になるのは、守るべき公共の利益、公共の安全、公共の福祉とは何かという問いであり、そしてそれを一体「誰が決断するのか」という問題である。例外状態においてこそ、決断主体の問題が現実化し、それ故に「誰が主権者か」が明白になるのだ。主権者は、例外状態をいかに脱するかを決めると同時に、そもそも現在が例外状態にあるのか否かをも決断するのである。⁽¹⁸⁾

周知のように、シュミットは、ホッブズの政治理論にその多くを負っている。したがって、二〇世紀のホッブズと目されるシュミットの例外状態は、一見すると、「万人の万人に対する闘争」として表象されたホッブズの自然状態に対応するかのようだ。⁽¹⁹⁾しかし例外状態の法的—政治的構成は、自然状態の現代的アナロジーではなく、実は従来想定されてきた以上に複雑な様相を呈している。すなわち、シュミットにおける「例外状態」対「正常状態」との対比関係は、ホッブズの「自然状態」対「国家」の二項対立に、単純には重ならないのである。

それでは、例外状態とは何か。シュミットの『政治神学』によれば、例外状態とは、国家が危急存亡の際に、自己保存権に基づいて実定法を一時的に停止する状態である。国家がカオスにある時、実定法や規範を正常状態におけるように実効性を伴って適用することはできない。「法秩序が意味を持ちうるためには、その前にまず、秩序が作り出されていなければならない」⁽²⁰⁾。事実として正常な状態が確立されることは、法秩序にとって単なる「外的前提」ではなく「内

の本質」である。したがって法規範を実効的なものにし、現実を法律によって制御するための「正常な生活関係」を形成するために、実定法規が一時的に停止された状態が「例外状態」なのである。単に非常権限・警察の緊急措置・緊急命令が出されただけでは、それが直ちに例外状態となるのではない。例外状態とは、すべての現行法秩序が停止し、原始的に無制限の権限が立ち現れた状態なのである。

ここで注目すべきは、シュミットが複数個所で「例外状態は、カオスやアナキーとは区別されるべき別物である」と繰り返し述べている点である。「規範的に見れば、決断は無から生じる」というシュミットの印象深いフォーミュラを前にすると、⁽²²⁾例外状態における主権者の決断は、まったくのアナキーないしカオスの状況において下されるものだと想定されているかのような印象を受ける。しかしシュミットによれば、例外状態では、「法学的意味において、法秩序ではないにしても、依然としてなお秩序が存続しているのである」⁽²³⁾。

シュミットによるこうした法的構成へのこだわりは、実際のところ例外状態の本質に関わる事柄である。⁽²⁴⁾アガンベンの言うように、例外状態とは、正常状態で機能している法的秩序の一時的な棚上げ、すなわち現行秩序の時限的宙吊り状態のことを指す。例外は、一般的な規範から排除されるものであるが、かといって規範とまったく関連を持たないわけではない。それどころか、例外は規範の棚上げという形で、規範との関わりを維持する。「規範は、例外に対して自らの適用を外し、例外から身を退くことによつて自らを適用する」のである。⁽²⁵⁾例外状態とは、法秩序に先行するアナキーでもカオスでもなく、単に法秩序から排除された正常状態の外部なのでもない。例外状態は、法規範それ自体が宙吊りにされていても、なおかつ法によつて基礎づけられた秩序なのである。例外状態においては、「合法的な形を取ることができないものが合法的な形を取るものとして姿を現し、そこでなされる「例外的措置は、法的措置でありながら法的観点からは理解できない」という逆説をはらんだ状況に置かれている」。⁽²⁶⁾法秩序で、「あり」かつ、「ない」という両義的なあり方こそ、例外状態の本質的指標なのである。

こうした例外状態の両義性は、それと表裏一体の関係にある主権者のあり方にも当然反映されることになる。例外状態における「主権者は、通常時には現行法秩序の外部にありながら、しかも憲法を一括して停止する決断の権限を持つ

が故に、現行法秩序の内部にある⁽²⁷⁾。法秩序で「あり」かつ「ない」という例外状態の構成は、法秩序の「外部にありながら所屬する」という、主権者の脱自的所屬という撞着語法によってのみ特徴づけられるその両義的地位と重なり合う⁽²⁸⁾。主権者とは、例外状態を宣言することによって、法規範を柵上げするという権限を、まさに法秩序そのものによって与えられている者なのだ。このように例外状態とは、例外と規則、自然状態と法秩序、外部と内部、こうした相対立するもの同士が互いの内を通過し合う複雑な「位相幾何学的な不分明地帯」なのである⁽²⁹⁾。

したがって例外状態とは、「自然状態」と「正常状態」、「カオスやアナキー」と「規範が実効的に支配する法秩序」との間に位置する、本質的に境界的な状況である。アガンベンに従えば、例外は、単に正常に機能する法秩序から排除されているのではなく、「その語源 (ex-cadere) のとおり、〔法秩序の〕外に捉えられているのである」⁽³⁰⁾。例外状態とは、正常状態の外へと締め出されておきながら、なおかつ正常状態の内に捉えられているものなのである。

こうした例外状態の両義的なあり方は、まさにアガンベンによって近代以降の政治の中心に位置するとされた、殺害可能で犠牲化不可能な「剥き出しの生」を体現する「ホモ・サケル」の存在構造そのものである。そうであるが故に、「例外状態とはまさに、通常の状況にあつては社会的な数々の生の形式に結びついてみるとみえる剥き出しの生が、政治権力の究極の基礎として改めて明確に問いに付される状態」⁽³¹⁾なのである。例外状態を通して初めて、近代政治の本質が明らかになる。

四 独裁

アガンベンによって示唆された、以上のような例外状態論の視点に立つてシュミットの独裁論を考察すれば、どのような解釈が成り立つであろうか。以下では、カール・シュミットの『独裁』(一九二二年)に焦点を当てながら、彼の近代国家論を見ていくことにしよう⁽³²⁾。

(一) 基本的立場

シュミットの『独裁』といえ、直ちに思い浮かぶのは、「委任独裁 (die kommissarische Diktatur)」と「主権独裁 (die souveräne Diktatur)」との区別であろう。この著作の理論的成果は、渾然としたまま論じられがちな独裁現象を「委任独裁」と「主権独裁」に分け、独裁を国法学上の概念へと精化したことにある、と従来見なされてきた。³³⁾ 実際目次の構成からも、その点は明らかであるように見える。

〈『独裁』目次〉

はじめに

I 委任独裁と国家論

II 一八世紀までの君主のコミサールの実務

III 一八世紀国家論における主権独裁への移行

IV 主権独裁の概念

V フランス革命期における人民コミサールの実務

VI 既成法治国家の秩序における独裁 (戒厳状態)

∴ 委任独裁の理論的・思想的考察

∴ 委任独裁の政治史的考察

∴ 委任独裁から主権独裁への移行

∴ 主権独裁の理論的・思想的考察

∴ 主権独裁の政治史的考察

∴ 現代における委任独裁と主権独裁

右に示したように、『独裁』ではまず第I章と第II章が「委任独裁論」としてワンセットになっており、第I章ではその理論的・思想的側面が、第II章ではその政治史的側面が考察されている。そして第III章で「委任独裁」から「主権独裁」への移行が論じられた後、第IV章と第V章が「主権独裁論」として、第I章と第II章と対応する形で一組のセットになっており、それぞれ理論的・思想的側面と政治史的側面が論じられている。最後に第VI章では、現代における「委任独裁」と「主権独裁」の分析が行われ、本書が閉じられている。

このように『独裁』という著書は、「委任独裁」と「主権独裁」の概念を軸に整理すると、その整合的な構成がくつき

りと浮び上がってくるのである。こうした叙述の構成を見ただけでも、シュミットの『独裁』が主として「委任独裁」と「主権独裁」の区別を論じた書物であることが、疑いようもないように思われるだろう。⁽³⁴⁾

しかし、「委任独裁」と「主権独裁」からシュミットの『独裁』を読み解くことの意義は認めつつも、本稿では、こうした二つの独裁概念を軸にして『独裁』を解釈する通説的な立場をとらない。まず私が注目したのは、シュミットが『独裁』の様々な個所で、「独裁」と「例外状態」との連関に繰り返し触れている点である。「独裁とは、必然的に『例外状態』である」⁽³⁵⁾、「いかなる独裁も、規範からの例外である」⁽³⁶⁾、「例外こそが独裁の本質に属す」などである。シュミットの独裁論は、形を変えた例外状態論である。本稿の第一の立場は、『独裁』という書物を一種の例外状態論として読み解くことにある。

また、シュミットの『独裁』は古代ローマの独裁から二〇世紀の独裁まで及ぶ広範囲な分析を行った書物である、という捉え方が、従来よくなされてきた。⁽³⁸⁾しかし本書をよく読めば、それは誤解であることが明らかである。シュミットの独裁分析は、まれに古代ローマの独裁が参照されることはあっても、基本的にフランス革命前後の独裁現象と独裁に關する政治思想に集中しており、その議論はきわめて限られた時期と地域に限定されている。すなわちシュミットの独裁論は、その副題「独裁——近代主権論の起源から、プロレタリア階級闘争まで——」⁽³⁷⁾からも明らかのように、「近代」に焦点を当てた書物なのである。したがって本稿の第二の立場は、シュミットの独裁論を、ある種の近代国家論として解釈することにある。

要約すれば、例外状態という視点から見た近代国家論として、シュミットの独裁論を解釈すること、これが本稿におけるシュミット解釈の基本的な立場である。

(二) 独裁概念

それでは、シュミットの『独裁』の内容分析に入ろう。「独裁 (Diktatur)」という言葉の原義は、そもそも「指令する者」という意味であり、欧米におけるその言葉のニュアンスは、日本語の持つ響きとおよそ異なっている。⁽³⁹⁾日本語で

「独裁」というと、「一人の人間による恣意的な支配」というイメージが直ちに想起され、金正日の独裁政治やフセイン独裁といった言い回しが違和感なく用いられている。しかしシュミットは、独裁が絶対君主政、クロムウェルやナポレオンの軍事政治、警察国家、専制そして暴君といったものとは異なる現象であることを指摘し、独裁をそれらの概念とは厳密に区別しているのである。

それでは、独裁とは一体何か。シュミットは、独裁のメルクマールとして次の二点を指摘している。その第一は、「具体的な敵」という表象である。シュミットによれば、「独裁」の最大の目的は、「具体的な敵の排除」にあるという。排除すべき不法行為が目の前に現前しているというこの直接的現実性が、独裁の正当性を担保する。独裁とは、敵の殲滅という具体的な成果を達成するための手続きの支配である。したがって「独裁」は、「敵の所業への依存性」を有する明確な「対抗行動 (Gegenaktion)」であり、敵の悪しき行為こそが独裁の性格を規定するのである。現行法規範を否定することによってかえってこれを実現するという独裁的行動様式の逆説性は、それが不法な敵や叛乱者を殲滅ないし排除するという目標を達成するために執られる例外的な対抗措置であるが故に生じるのである。

第二に、シュミットの規定によれば、独裁の本質にはコミサル (Kommissar) という特徴があるという。「独裁の本来的展開は、コミサールの活動の中にある」⁽⁴¹⁾。委任独裁にしても主権独裁にしても「独裁者はすべて、必然的に特殊な意味でコミサルである」⁽⁴²⁾。

「委任独裁」とは、戦争や内乱によって既成の現行秩序や現行憲法が危機にさらされた時、その具体的存立を守るために任命されたコミサル (臨時代行者) のことをいう。秩序を回復するために無限定の権限を与えられたコミサルは、彼に権限を与えたその同じ憲法を一時的に停止し、棚上げする。そうすることによって「特定の憲法を、その憲法を破棄しようとする攻撃から守ろうとする」のである。⁽⁴³⁾ 逆に言えば、「自らの存在を無用化するという目的を持たないような独裁は、恣意的な専制にすぎない」⁽⁴⁴⁾。したがって委任独裁には「立法権」がなく、ただ現行憲法の回復という目的のみが与えられている。例外状態を収束するために任命された時限的な代行者はコミサルが、委任独裁なのである。

これに対し「主権独裁」とは、既成秩序全体をまるごと排除すべき具体的な敵と見なし、「委任独裁」とは逆に、既成

秩序全体を「擁護」するのではなく、「破棄」するためのコミサールのことをいう。それが依拠するのは、「憲法」ではなく「憲法制定権力」である。そして既成憲法の固守ではなく、真の憲法の創造をその目的とする。したがって主権独裁においては、既成秩序そのものが例外状態と見なされることになるのである。

しかしシュミットによれば、「委任独裁」にしろ「主権独裁」にしろ、「最高権威による授権」という共通の特徴があるという。⁽⁴⁵⁾ 独裁は、法の棚上げを正当化し、権威づけるだけの法的な力を必要とする。したがって独裁とは、主権者そのものではなく、憲法や憲法制定権力といった法的源泉から全権を付託された代理人、すなわちコミサールのことを指す。コミサールは、「例外状態」から「正常状態」への移行を果たすための、政治的な手段なのである。

(三) コミサールの起源

そしてこのコミサールこそが、近代国家の形成の際に、重要な機能を果たしたのである。シュミットによれば、中世的国家から近代国家への移行は、まさにこのコミサールによって遂行されることになる。

そもそもコミサール概念の神学的起源は、教皇の「全権」概念にある。教会の組織改革の際、教皇は自らの「全権」という概念を持ち出し、それによって「無条件に確立している職務位階制という中世的観念を棚上げした」⁽⁴⁶⁾。教皇は、自らの「全権」を行使する際に「使節」を派遣した。「教皇の使節は、いたる所で職務を勝手に処理し、司教を任命し、教会および教区を視察・改革し、信仰および教会規律の問題について決定を下し、一般的な規則を発布した」。こうした「広汎な権限の法的根拠は、使節の為すことはすべて——教皇がそれを撤回できるといふ留保つきで——教皇自身によって為されたことと同じであると見なされる」という点にあった。すなわち「教皇は、使節たちを通して遍在するのである」。そして「使節の職務遂行に当たって障害が生じた場合には、妨害したり服従しない者すべてを罰することができる」とされたのである。⁽⁴⁷⁾

シュミットによれば、こうした教皇「全権」に基づく派遣使節の世俗化したものが、君主のコミサールであるという。「コミサールの例外的地位に関する法的構成は、……〔君主を〕人格的に代理するという前提に基づいている」⁽⁴⁸⁾。「あら

ゆる行政的権限の法的構成の基盤は、人格的再現前の觀念にあり、そしてまた疑う余地のない最高の人格において頂点に達する人格的再現前の完結した連鎖の中で成り立つ官職代理の觀念の中にある⁽⁴⁹⁾。使節が教皇の人格を再現する教会法と同様に、一七世紀における君主のコミサルは、法的に「君主の地位を代理し、君主の人格を再現前」⁽⁵⁰⁾していただである。

ここには、シュミット特有の政治神学的手法が用いられている。「現代国家理論の重要概念は、すべて世俗化された神学概念である⁽⁵¹⁾」。神学と国家学との構造的類似性を唱えるシュミットに従えば、独裁とは世俗化された教皇「全権」の概念である、ということになるだろう。近代国家の生成に重要な役割を果たすことになるコミサールの原型は、中世の教皇権の行使において、すでに準備されていた。

(四) 近代国家の形成

『独裁』によれば、初期の近代国家は、こうした君主のコミサルを用いて形成されたのである。世俗の領主は、「その特別任務の遂行のため、不都合な状況や職務の乱用の除去のため、あるいは税の徴収のために、特別な任務や権限をもつ使者 (messengers) をしばしば派遣した。そして「このような『使者』は、……新たに国家秩序が形成され始めるときにはいつでも存在し」た⁽⁵²⁾という。近代国家の核心は、専門的に訓練された軍隊と官僚⁽⁵³⁾専門行政官群であり、⁽⁵⁴⁾成立期の近代国家は「本質的に行政部なのである」。

君主によって派遣された特別コミサルは、君主からの「委託」を盾に、中世から続く諸身分の管轄権にも既得権にも干渉した。それが可能だったのは、コミサルが君主を人格的に再現前し、その決定が君主そのものが下した決定と見なされ、当事者から正規の法的手段を奪い去ったからである。コミサールの下した決定や判決は、君主から委託を受けた時点で「前もって正当化されていた」⁽⁵⁵⁾。

コミサルは、中世的な身分的特権を破壊しただけではない。中間権力から特権を奪うことは、同時に中央へ権力を吸い上げることも意味していた。中世の身分制国家から近代の絶対主義国家への移行は、コミサルによるこのような

二重の権力作用を媒介に進行したのである。すなわち「既得権の破壊」と「新権力の創出」の同時並行こそが、まさに近代国家の創出プロセスなのである。

こうした過程を示す具体的事例として、シュミットが最も注目するのは、プロイセンの独裁官ヴァレンシュタインによる軍事コミサールである。シュミットによれば、軍事というものの持つ特有の事情の故に、軍事コミサールは、本来の職務領域を超えて、固有の顕わな暴力性と拡大傾向を示すという。軍事コミサールは、とりわけ「内敵」宣言によって、法の被執行者を法外に放り出すという措置をとることができる。アガンベンの言葉を用いれば、反抗者をホモ・サケル化することが可能なのである。内敵宣言によって法の保護外に放逐された者は、その法的人格を顧慮されなくなる。そして抵抗が大きければそれだけ、逆に軍事コミサールの権限の範囲は拡大し、反抗者に対してきわめて大胆な行動をとることができるようになった。軍事コミサールは、「政治的な権力拡大にうってつけの手段と化し」、「身分的特権を廃絶するための君主絶対主義の道具となつていった」のである。⁵⁶

この政治的意味を理解し、それをきわめて率直に表明したのが、独裁官ヴァレンシュタインであった。⁵⁷ 彼によれば、「諸身分が『苦情』をいうのは『心の底から歓迎する。なぜならこれによって彼らは、そのすべての特権を失うからである』と述べていた」⁵⁸。中世的諸身分による反抗や抵抗は、彼らの特権を擁護することにつながらず、逆説的にも彼らを法外放逐し、特権のみならず基本的な市民権さえも剝奪するうってつけの口実を軍事コミサールに与えることになる。ホモ・サケル化によって敵から権利を剝奪し、既得権を破壊すると同時に、苛烈な中央集権化を進めること。これこそが、近代国家誕生の歴史的現実であった。

(五) 絶対主義の確立

当初、目的に応じてそのつど派遣されていた個々のコミサールは、一七世紀末頃にはすでに、位階構造を持つ官僚組織へと整備される。すなわち「各事例に応じて派遣されていた自由独立のコミサールに代わつて、『組織化された』官庁機構が誕生したのである」⁵⁹。

シュミットによれば、近代国家は、人民の社会契約からではなく、「政治的実務技術から成立した」⁽⁶⁰⁾。目的に応じて派遣されていた個々のコミサールを、一つの体系的官庁組織として統合することによって、絶対主義的統治機構すなわち近代的な *etat* が完成する。⁽⁶¹⁾「コミサールは従属的官吏となり、規定された権限は持つが、もはや中世のように直接に君主の人格を再現する者ではなくなり、『国家官吏』となった」。それゆえ「君主の主権とともに、君主の官僚制が確立するのである」⁽⁶²⁾。

近代的 *state* としての絶対主義国家は、例外状態の中でコミサールを用いて障害となる諸身分の既得権を排除し、他方でそのコミサールを官僚組織へと統合することによって権力を吸い上げ、中央集権的支配体制を確立していったのである。

(六) フランス革命と独裁

例外状態を利用した近代国家確立のこうしたプロセスは、主権独裁の事例であるフランス革命期の国民公会とそれに続く公安委員会の支配においても、同様の形で繰り返され、さらなる発展を見せることになる。⁽⁶³⁾

国民公会は、立法部から行政部に対し革命コミサールなるものを派遣していた。シュミットによれば、このコミサール派遣は当初、市民的自由の擁護を主目的としており、行政部が「市民の自由」を侵犯しないか監視する監査業務を行うために派遣されていたという。しかし監査業務の目的を実効的に達成しようとすると、立法部のコミサールは次第に行政部と化していき、最終的には監査される行為そのものを完全に吸収するに至る。そして「コミサールの権限は、公安を乱すおそれのある容疑者すべてを逮捕することにまで拡大されていく。その権限には、単なる目的規定が与えられているにすぎず、その内容も「公共の安全・平穏ないし秩序のために必要な措置を取るための全権を委任する」といった一般的・抽象的なものであったため、「状況次第では、無制限の権限が生じたのである」⁽⁶⁴⁾。

フランス革命期に「市民の自由」を守ろうとして開始された個々のコミサールの活動は、一七九三年にロベスピエール率いる公安委員会の支配下に入った。公安委員会の指揮下で活動するようになったコミサールは、貴族や反革命者の

みならず、「国民の腐敗」と「公権力や公共精神の攪乱」を助長するあらゆる人々を祖国の敵と宣言し、死刑を課していくようになる。ここに至つてフランス国民は、「あらゆる法的保護を奪われ、もつぱら政治的な目的によつて導かれる行動の対象になつてしまつた」⁽⁶⁵⁾。数多くの革命布告によつて、「祖国の敵」に全く該当しないという者はいなくなる。公安委員会の支配下で、まさにフランス国民全体が、ホモ・サケルの生を強いられていた。

フランスの国民公会によるコミサールの派遣においても、絶対王政期と同様に、個々のコミサールの派遣から出発し、それらの組織的・体系的整備へと帰着するというプロセスをたどることになる。⁽⁶⁶⁾そして個々のコミサールを体系的に統一したものは、前述の「公安委員会」であつた。「公安委員会」の組織（一七九三年四月六日）とともに、国民公会から派遣されたコミサールは、この委員会の配下に置かれる。これによつて統一組織が成立し、同時に新たな発展が始まる⁽⁶⁷⁾。国民公会のコミサールは、公安委員会の厳密な統制下に入ることによつて中央集権的に組織化された。そして、それが後に「定型的行政官僚制」を形成していくことになるのである。ロベスピエールが倒れ、「公安委員会」が解散した後にも、中央政府の随時解任可能なコミサールは存続し、中央集権化が押し進められた。

以上のような近代国家の成立過程を要約すれば、次のように言うことができよう。すなわち「まだ比較的自主性のあつた『アンシャン・レージュ』の地方総督から、対外的には全能で、内部的には無条件に従属する国民公会の革命コミサールを経て、ついに官僚制度に組み込まれた近代的行政の『知事』が生まれた」⁽⁶⁸⁾のである。

新政府は、時間が経つにつれ諸業務の規則的な進展に関心を持つようになり、「ここでも主権とともに官僚制が定着して持続した。しかし、ついに一八一五年、特命コミサールは国王によつて呼び戻されることになる。その理由は、通常行政の活動の統一性が確立された後において、コミサールはその統一性を乱す邪魔者であり、不必要なものとなつたからである」⁽⁶⁹⁾。

五 おわりに

近代の原風景、それはまさに例外状態であった。近代国家は、例外状態における「委任独裁」によって絶対主義を確立し、「主権独裁」によって近代市民国家を完成させた。いずれの場合もその中心に位置するものは、規範に拘束されずに振舞うコミサールの存在である。コミサールは、法規範が棚上げされた例外状態において無限定な権力を振るい、時に具体的な敵を「法外宣告」ホモ・サケル化」することによって排除し、殲滅してきた。例外状態における独裁者は、安全・秩序の回復のために、必要とあれば「街中に毒ガスを撒き散らすことだってできる」²¹⁾。ここには、いかなる限定も存在せず、あるのは既成の全職権の解消と無際限の権力付与のみである。

このようなコミサールは、絶対王政とジャコバン党による恐怖政治に奉仕した。シュミットの『独裁』は、そうした悪しき政治の指南書にすぎないのか。ワイマール憲法第四八条を「委任独裁の全く明白な事例」と主張するシュミットは、現代に絶対的支配や恐怖政治を復活させようと試みた国家テロリストなのか。最後に、シュミットが『独裁』の最終章で取り上げている一つの興味深い事例を指摘して、本稿を終えよう。

そこでシュミットは、プロイセンの高等行政裁判所の慣行にあった「複合職務行為(die zusammengesetzte Amtshan-dlung)」という概念について触れている。「複合職務行為」とは、現実の行動が、同時に行為によって表現された法的処理をも含むような行為のことを指す。例えば、逃亡兵を味方の兵士が射殺する場合、射殺という事実をもって死刑判決が下されたと見なされるように、「判決」と「執行」が同時に行われたと解する行為を指すのが「複合職務行為」の概念である。シュミットは、この概念を phantastisch だと述べ、きわめて批判的なコンテキストの中で取り上げているのである。

なぜなのか。それは「複合職務行為」の概念が、逃亡兵の射殺という、どう考えても事実的行動以外の何ものでもない行動までをも、法に従った行為と見なして法の中へと無理矢理にでも包摂しようとする概念だからである。シュミットによれば、一七一一八世紀までは、脱走兵・逃亡兵・裏切り者といったものを殺害する権利について、「このような人

間は『悪人』であり法律保護外にあるのだ」という説明がなされていたという。すなわち、「法的なもの」と「法外的なもの」とが明確に区別されていたのである。一七九三年の革命においてもこの法外放置宣告は生きており、「全フランス人が、それに襲いかかるべく駆り立てられるように」という形でそれは表現されていた。現在失われているのは、「特定の行動によって法律の枠の外へ出ることがありうる」という発想そのものなのである。⁽⁷²⁾

「法外放置宣告」による「法律保護停止」の概念、これは、まさにアガンベンのいう「ホモ・サケル」の生そのものである。「法律保護停止」の概念は、一八世紀までは見られたが、以後の近代法治国家が確立されていく過程の中で失われていく。「法外放置宣告」を「複合職務行為」の概念によって法律の枠内で捉えようとする試みは、シュミットからすれば近代国家の基礎にある例外状態を隠蔽する欺瞞的目論みであった。自由主義的な法治国家論は、法の充溢として現実の事象全体を把握しようとする。その見方に従うと、近代化のプロセスは、あたかも現実にはびこる権力や暴力が縮減され、除去されていく過程であるかのように見える。しかしシュミットが『独裁』において暴いたように、そもそも近代国家は、あらゆる法的規定の作動が停止し、人々の生をホモ・サケル化する例外状態の中から生成した。⁽⁷³⁾そして例外状態におけるコミサールの統治は、権力の抑制と同時に拡大を、市民的自由の発展と同時に中央集権化をもたらしたのである。

シュミットもアガンベンも、「例外状態」と「正常状態」とが無原則に融合されていく現実を問題化した。その点で、彼らの問題意識はぴったりと重なり合う。しかし両者のそれぞれの視線は、やはり違った方向を向いていると言える。アガンベンは、「正常状態」の至る所に「例外状態」が現出し、難民など現代においてホモ・サケル化した生を強いられる人々をいかに救い出すかという現代的問いと向き合っている。さらにアガンベンによれば、例外状態は、日常を支配する政治の中に入ります入り込む傾向があるという。ナチズムがそうであったように、「例外状態がひとたび規則になってしまうと、暫定的かつ例外的な措置が統治の技術へと姿を変え」てしまう。⁽⁷⁴⁾ テロ対策の名の下に現在進行している基本的人權の空洞化は、まさに「統治の技術」と化した例外的措置の事例であろう。

それに対しシュミットは、この事態を逆側から問題にし、「例外状態」が「正常状態」の内部に取り込まれる事態、す

なわち法外の問題までも法の中で規制しようとする自由主義的な近代法治国家を批判した。近代国家の成立そのものは、法に依存していない。むしろ「法外的なもの」や法が棚上げされた例外状態の中から、近代国家は形成された。近代国家は、個人の自由意思による相互契約から成立したのではなく、例外状態におけるコミサールの活動とその官僚制化という政治的な実務技術の中から成立したのである。

人間の自由と解放の物語として近代を語る契約論。そうした契約論的ではない形で、すなわち例外状態という視角から、近代国家の成立に伴う中央集権化のプロセスを跡付けることこそ、シュミットの独裁論の根本的な意図だった。カール・シュミットの『独裁』は、個人の自由と法による権力のコントロールに理論的基礎を提供した社会契約論とは異なる、市民的自由の拡大の裏側で進行する権力の集中化に焦点を当てた、もうひとつの近代国家論なのである。

注

* 本研究は、二〇〇四年秋に私が思想史研究会（九州北部）で行った発表を基にしている（竹島博之「C・シュミットの独裁論と近代秩序」第三三回思想史研究会報告、二〇〇四年九月二五日、九州大学大学院比較社会文化学府・研究院。研究会でいただいた御意見や御批判は、本研究の貴重な糧となっている。思想史研究会での発表の機会を与えてくださった幹事の先生方をはじめ、研究会に御参加いただいた会員の皆様に、記してここに感謝の意を表したい。

- (1) Waldemar Gurian, „Carl Schmitt, Der Kronjurist des III. Reiches“, in: *Deutsche Briefe*, 1934, Bd. I, S. 52-54.
- (2) Chantal Mouffe, *The Return of the Political*, London and New York: Verso, 1993 [シヤンタル・ムフ『政治的なもの』の再興] 千葉眞・土井美徳・田中智彦・山田竜作訳、日本経済評論社、一九九八年四月。最近のものでは、Chantal Mouffe, „Carl Schmitt and the Paradox of Liberal Democracy“, in: Chantal Mouffe, ed., *The Challenge of Carl Schmitt* (London and New York: Verso, 1999), pp. 54-74. 以下 *Challenge* と略記。
- (3) ジャック・デリダ『友愛のポリテクニクス1・2』鶴飼哲・大西雅一郎・松葉祥一訳、みすず書房、二〇〇三年一・二月。
- (4) Slavoj Žižek, „Carl Schmitt in the Age of Post-Politics“, in *Challenge*, pp. 18-37.
- (5) ここでは主に参照するのは、以下の三つの論稿である。ジョルジョ・アガンベン『ホモ・サケル——主権権力と剥き出しの生』高桑

和巳訳、以文社、二〇〇三年一〇月。ジョルジョ・アガンベン『人権の彼方に——政治哲学ノート』高桑和巳訳、以文社、二〇〇〇年五月。ジョルジョ・アガンベン『例外状態』高桑和巳訳、『現代思想』(第三三卷第九号、青土社、二〇〇四年八月)所収、一四二—一五二頁。以下、それぞれ『サケル』、『人権』、『例外状態』と略記。

(6) アガンベン『例外状態』、一四四頁。

(7) 拙書『カール・シュミットの政治——近代への反逆——』、風行社、二〇〇二年八月。

(8) アガンベンの詳細に関しては、上村忠男『解題II 閩からの思考』、アガンベン『サケル』所収、二六三—二七五頁を参照。

(9) アガンベン『サケル』、七頁。アガンベン『人権』、一一頁。

(10) アガンベン『サケル』、一六五—一六六頁。

(11) Hannah Arendt, *Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft*, Europäische Verlagsanstalt, Frankfurt am Main 1962. 邦訳は、ハナ・アレント『全体主義の起原 I 反ユダヤ主義』大久保和郎訳、みすず書房、一九七二年七月、同『全体主義の起原 2 帝国主義』大島通義・大島かおり訳、みすず書房、一九七二年二月、同『全体主義の起原 3 全体主義』大久保和郎・大島かおり訳、みすず書房、一九七四年二月。

(12) この点に関しては、『人間の条件』と『全体主義の起原』との整合性が問題になってくるだろう。アレントに生政治的な視点が全くなかったのかと言えば、必ずしもそういうわけではない。アレントは、『人間の条件』においてホモ・ラボランズが近代政治の中心を占める過程を分析しており、近代における社会的なものの勃興と公共空間の頹廃が、政治に対する自然的な生の優位に起因することを見過していた。(Cf. Hannah Arendt, *The Human Condition*, Chicago 1958, Chapter 2-3. 邦訳は、ハンナ・アレント『人間の条件』志水速雄訳、ちくま学芸文庫、一九九四年一〇月、第二—三章を参照)。しかしこの生政治的な視点が、『全体主義の起原』になると全く欠落してしまうのである。詳細は、アガンベン『サケル』、一〇—一一頁を参照。

(13) アガンベン『サケル』、一六六—一六七頁。

(14) 同上、一七〇頁。

(15) アガンベン『例外状態』、一五〇頁。

(16) アガンベン『サケル』、一一八—一一九頁。

(17) Carl Schmitt, *Politische Theologie*, Berlin 1922, 7. Aufl 1996, S. 13. 邦訳は、カール・シュミット『政治神学』田中浩・原田武雄訳、未来社、一九七一年九月、一一頁。以下、『Theologie』と略記。訳語は適宜変更してある。

(18) Schmitt, *Theologie*, S. 14. 邦訳一一—一三頁。

- (19) そしてレオ・シュトラウスも、実際にこうしたシュミット解釈をよっている。Vgl. Leo Strauss, "Anmerkungen zu Carl Schmitt, Der Begriff des Politischen", in: Heinrich Meier, Carl Schmitt, Leo Strauss und »Der Begriff des Politischen«—Zu einem Dialog unter Abwesenden, Stuttgart 1988, S. 106. 邦訳は「レオ・シュトラウス『カール・シュミット』『政治的なものの概念』への注解」レオ・シュトラウス『ホップスの政治学』(添谷育志・谷喬夫・飯島昇蔵訳、みすず書房、一九九〇年一〇月)所収、二二六頁。
- (20) Schmitt, *Theologie*, S. 18-19. 邦訳二〇—二二頁。
- (21) Ebd., S. 20. 邦訳二二頁。
- (22) Ebd., S. 37f. 邦訳四四頁。
- (23) Ebd., S. 20. 邦訳二二頁。
- (24) 法学的な観点からシュミットの例外状態について論じた最近のものに、三宅雄彦「例外状態について(二)——法哲学的・憲法理論的考察——」、『早稲田大学大学院法研論集』(第八〇号、一九九七年)所収と小倉大「Carl Schmittの通常状態と例外状態(一)——(三)』、『早稲田大学大学院法研論集』(第一〇三—一〇五号、二〇〇二—二〇〇三年)所収の二つがある。
- (25) アガンベン『サケル』、二一九頁。
- (26) アガンベン「例外状態」、一四二頁。
- (27) Schmitt, *Theologie*, S. 14. 邦訳二三頁。
- (28) アガンベン「例外状態」、一四五頁。
- (29) アガンベン『サケル』、五八—五九頁。
- (30) 同上、二一九頁。
- (31) アガンベン「人権」、一四頁。
- (32) Carl Schmitt, *Die Diktatur. Von den Anfängen des modernen Souveränitätsgedankens bis zum proletarischen Klassenkampf*, Berlin 1921, 6. Aufl., 1994. 邦訳は「カール・シュミット『独裁——近代主権論の起源からプロレタリア独裁まで——』田中浩・原田武雄訳、未来社、一九九二年八月。以下『Diktatur』と略記。訳文は適宜変更している。
- (33) その結果、逆に、独裁現象が多様な広がりを見せている二〇世紀において、シュミットの独裁概念は現代の独裁を把握するには不十分なものとして批判され、切り捨てられるという事態も生じている(猪木正道『独裁の政治思想』、創文社、一九六一年九月、八頁)。「委任独裁」と「主権独裁」との区別にのみ執着する限り、そうした批判は免れえない。しかし本稿では、シュミットの独裁論の真

の意図を探ることによって、「委任独裁」と「主権独裁」との区別のみには還元されえない『独裁』の意義を再考したい。

- (34) 「委任独裁」と「主権独裁」の概念を軸にして、シュミットの『独裁』を論じた先行研究に、谷喬夫「カール・シュミットの独裁論——その論理と構想——(一)・(二)」、『法学新報』(第八四巻第四一六号・第七一九号、中央大学法学会、一九七七年二月・一九七八年一月)所収がある。

- (35) Schmitt, *Diktatur*, S. XVI. 邦訳七頁。

- (36) Ebd., S. XVII. 邦訳一〇頁。

- (37) Ebd., S. 134. 邦訳一五六頁。

- (38) ジョゼフ・W・ベンダースキー「カール・シュミット論——再検討の試み——」宮本盛太郎・古賀敬太・川合全弘訳、御茶の水書房、一九八四年一〇月、三七頁。

- (39) 「Diktaturに独裁の訳を宛てるのが適切かどうか疑わしい」と述べるのは、和仁陽「教会・公法学・国家——初期カール・シュミットの公法学——」、東京大学出版会、一九九〇年三月、三〇二頁。

- (40) Schmitt, *Diktatur*, S. 133. 邦訳一五五頁。

- (41) Ebd., S. 150f. 邦訳一七四頁。

- (42) Ebd., S. XIX. 邦訳一二頁。「コミサル (Kommissar)」という言葉の訳語には、従来「委員」という日本語が宛てられてきた。しかし『独裁』におけるコミサールの意味は、本文にもあるように「臨時代行者」や「時限的に全権を受託された者」という意味合いで用いられている。したがって、日本語の「委員」という言葉の持つニュアンスとはかなり異なるため、ここではコミサルという言葉をカタカナ表記でそのまま用いたい。

- (43) Schmitt, *Diktatur*, S. 133. 邦訳一五六頁。

- (44) Ebd., S. XVII. 邦訳一〇頁。

- (45) 人民主権が不可逆な形で成立している現代においては、「委任独裁」であろうと「主権独裁」であろうと、国民概念との結節点を持たざるを得ない状況にあると言えるだろう。この点を的確に指摘しているものとして、谷喬夫「主権論をめぐって——H・ヘラーのC・シュミット批判——」、『法学新報』(第八四巻一〇—一二号、中央大学法学会、一九七八年六月)所収、二二七頁を参照。

- (46) Schmitt, *Diktatur*, S. 42. 邦訳五九頁。

- (47) Ebd., S. 44. 邦訳六一頁。

- (48) Ebd., S. 59. 邦訳七六頁。シュニットにおける人格的再現前の観念に関しては、和仁陽、前掲書、一七一一一七五頁を参照。
- (49) Schmitt, *Diktatur*, S. 47. 邦訳六四頁。
- (50) Ebd., S. 59. 邦訳七七頁。
- (51) Schmitt, *Theologie*, S. 43. 邦訳四九頁。
- (52) Schmitt, *Diktatur*, S. 47. 邦訳六四頁。
- (53) 溝部英章「カール・シュニットの『独裁』——批判的考察」、『産大法学』(第二二巻第一号、京都産業大学法学会、昭和五三年六月)所収、一一六頁。
- (54) Ebd., S. 12. 邦訳二六頁。国家の「原初状態 (Urzustand) は、……依然として行政部なのである」。Carl Schmitt, „Diktatur und Belagerungszustand : Eine staatsrechtliche Studie“ (1916), in : hrg von Günter Maschke, *Staat, Grobstramm, Nomos : Arbeiten aus den Jahren 1916-1969*, Berlin 1995, S. 17.
- (55) Schmitt, *Diktatur*, S. 49-51. 邦訳六五―六七頁。
- (56) Ebd., S. 58. 邦訳七五頁。
- (57) こうした政治的意味の理解は、今日ますます重要になってきていると言える。ワイマール時代よりもはるかに組織的・軍事的権力が強大となっている現在、正式な憲法上の手続に抛らず、超法規的に行動し得る軍事コミサールの存在は、我々の実存をホモ・サケル化する最大の脅威となっているからである。この点においてシュニット政治理論の意義を高く評価するのは、Paul Hirst, “Carl Schmitt’s Decisionism”, in *Challenge*, p.16.
- (58) Schmitt, *Diktatur*, S. 58. 邦訳七五頁。
- (59) Ebd., S. 67f. 邦訳八四頁。
- (60) Ebd., S. 12. 邦訳二五―二六頁。傍点筆者。
- (61) こうした歴史的事実の変遷とパラレルに進行した思想史的潮流に関しては、谷喬夫「カール・シュニットの独裁論——その論理と構想——(一)」、『法学新報』(第八四巻第四―六号、中央大学法学会、一九七七年二月)所収、三六二―三六五頁を参照。
- (62) Schmitt, *Diktatur*, S. 73f. 邦訳八七―八八頁。
- (63) シュニットが「主権独裁」の事例として想定しているもう一つの事例は、一九一九年のワイマール憲法制定に至るまでのワイマール国民会議である。Carl Schmitt, „Diktatur“ (1926), in : hrg von Günter Maschke, *Staat, Grobstramm, Nomos : Arbeiten aus den Jahren 1916-1969*, Berlin 1995, S. 35. 邦訳は、カール・シュニット「独裁」原田武夫訳、古賀敬太・佐野誠編「カール・シュニッ

ト時事論文集——ヴァイマル・ナチズム期の憲法・政治論議——』（風行社、二〇〇〇年一〇月）所収、六一頁。

(64) Schmitt, *Diktatur*, S. 159, 邦訳一八二頁。

(65) Ebd., S. 162, 邦訳一八四頁。

(66) 「一七九二年九月二〇日に召集された国民公会は、立法部から派遣された諸コミサルは存続させ、かつ国内での内乱と、八方から押し寄せる敵の侵攻との圧力を受けて、みずから次々とコミサルを任命していった。こうして、委任者・全権付与者たる国民公会を中心とし、同じ国民公会の成員をその機関とする、コミサル統治・コミサル行政の全体系が形成されたのである」（Ebd., S. 155f. 邦訳一七八頁）。

(67) Schmitt, *Diktatur*, S. 156, 邦訳一七九頁。

(68) Ebd., S. 165, 邦訳一八八頁。マコーミックは「シュミットの『独裁』（一九二一年）と『政治神学』（一九二二年）との間の差異に注目している。しかし、『政治神学』における例外状態論の理解によって初めて、こうした近代国家に関する歴史観が成り立ちうることを考えるならば、この二つの著作の断絶よりもむしろ連続性に着目すべきであろう。John P. McCormick, "The Dilemmas of Dictatorship: Carl Schmitt and Constitutional Emergency Powers", in: David Dyzenhaus ed., *Law as Politics——Carl Schmitt's Critique of Liberalism*, London 1998, pp. 226-230.

(69) Schmitt, *Diktatur*, S. 164, 邦訳一八七頁。

(70) 「主権独裁」の概念に関して、従来から「主権者」と「主権独裁」との区別が判然としないという批判が多い。しかし本文の記述から明らかのように、「主権独裁」とは、主権者からの委託を受けて新秩序の創出を遂行するコミサルであるという点にその本質があり、委託に依拠せず、存続期間に制限のない「主権者」とは本質的に異なる概念である。この点の詳細に関しては、George Schwab, *The Challenge of the Exception: An Introduction to the Political Ideas of Carl Schmitt between 1921 and 1936*, Second Edition, New York 1989, p. 36. 邦訳は、G・シュワープ『例外の挑戦——カール・シュミットの政治思想一九二一—一九三六——』服部平治・初宿正典・宮本盛太郎・片山裕訳、みすず書房、一九八〇年八月、六〇—六一頁。ただし翻訳は初版のものである。

(71) Schmitt, *Diktatur* S. 198, 邦訳二三四頁。

(72) Ebd., S. 173, 邦訳一九七頁。

(73) 例外状態においては、市民の自由や権利よりも国家の政治的実存が優先されるとするシュミットの政治的実存主義に関しては、拙稿「カール・シュミット——政治的実存主義——」、『富沢克・古賀敬太編』『二十世紀の政治思想家たち——新しい秩序像を求めて——』（ミネルヴァ書房、二〇〇二年六月）所収、二三五—二六六頁を参照。

(74) アガンベン「例外状態」、一四三頁。